

長野県養親希望者手数料軽減事業を開始します

県では、実親等による養育が困難なこどもに、養育者との永続的な関係に基づく育ちの場(パーマネンシー※)を保障する特別養子縁組制度の活用促進を図るため、令和7年度から標記事業を開始します。

※ 自分を愛し大事にしてくれていると、こども自身が感じるおとな(心理的親)との生涯にわたって続く関係の下で、家族への所属感を抱きながら成長できる「心理的親との永続的な関係の下での養育環境」のこと

1 事業の内容

養親希望者の負担軽減を図るため、法令(※)に基づき、都道府県知事に認可を受けた民間あっせん機関から、特別養子縁組の対象となるこどものあっせんを受けた際に、養親希望者があっせん機関に対して支払う手数料について、その一部を予算の範囲内において補助します。

(※)「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」(平成28年法律第110号)第6条第1項による許可事業

2 補助対象者

- (1) 長野県内に在住している方。
- (2) 民間あっせん機関との契約に基づいて養子縁組のあっせんを受け、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に民間あっせん機関に対し、手数料の支払いをした方。

3 補助金交付額

1人又は1世帯あたり600,000円を上限とします。

4 その他

詳細については、下記のホームページをご参照ください。

【長野県公式ホームページ】

URL : <https://www.pref.nagano.lg.jp/kodomo-katei/jidosoudan/documents/youoyakiboushatesuuryoukeigenn.html>

※ 長野県では、様々な事情により保護者と暮らすことのできないこどもが、できる限り家庭と同様の養育環境の中で生活できるよう、「里親委託」を推進しており、「里親」になっていただける方を募集しています。詳細につきましては、お近くの児童相談所までお問い合わせください。



(問合せ先)

担 当 : 県民文化部 こども若者局
こども・家庭課 児童相談・養育支援室
小川、岡村

電 話 : 026-235-7099 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2362

F A X : 026-235-7390

E-mail : jido-shien@pref.nagano.lg.jp